単　位　事　務　名	
# 生産物等の処分等	
根拠及び参考法令	鹿児島県会計規則　【第１１８条，１２０条，１２３条，１２９条】 鹿児島県契約規則　【第２１条，２４条，２６条】 地方自治法施行令　【第１６７条の２】
項目	処理方法
生産物	生産物とは，試験場，学校，農場，その他県の施設等で製作又は生産された物品
動物	動物とは，獣類，鳥類，魚介類及び虫類で飼育を目的とするもの 【会計規則第１１８条】
生産物等の出納命令	出先機関の長は，生産物に係る出納命令は，生産物処理票により処理しなければならない。動物に係る出納命令は，鹿児島県会計規則第１２０条第２項の各号に掲げる帳簿又は帳票により処理しなければならない。 【会計規則第１２０条】
生産物等の出納	出納員等は，生産物に係る出納は，生産物処理票により処理しなければならない。 動物に係る出納は，鹿児島県会計規則第１２０条第２項の各号に掲げる場合に応じ，それぞれ当該各号に掲げる帳簿又は帳票により処理しなければならない。 【会計規則第１２３条】
生産物等の処理区分	（１）　売却処分　売り払う価値のある生産物等は，売却処分。 （２）　廃棄処分　売り払うことが不利又は不適当と認める生産物等および売り払う価値のない生産物等（へい死，とう汰，腐敗等）は廃棄処分。 （３）　その他の処分　飼料，種子，加工等，試食，実験等に供する処分。 ※学校行事（収穫祭等）での生徒の給食に生産物を消費する場合は，その消費相当額を歳出から歳入に振り替える。 （４）　目減処分　生乳及びびん詰牛乳の加工過程における目減り又は果実，野菜等の自然目減り，小売等による量目不足等は目減り処分。 （５）　生産物の過量　生産の過程において，過量を生じた場合は生産に計上すべきである。（目減りの反対） （６）　破損等の原因の明確化　破損，腐敗，へい死等については賠償責任との関係があるので原因を明確に記録する必要がある。

項　　目	処　　理　　方　　法
生産物の販売価格の決定	生産物等を校内外等に販売する場合における価格の決定については学校運営機構による校務分掌で生産物等評価委員会を構成し，市場価格又は小売価格等を考慮し，価格を決定する。
※売却方法 ○せり売り	野菜，花き，果物等の青果市場への出荷及び牛，豚等の畜産物類の家畜市場への出荷によるせり売りがある。【契約規則第２６条】
○随意契約による売却	農場，工場，学校，試験場等の生産物等又は不用の決定をした１件の予定価格が５０万円を超えない物品を売却するときは施行令第１６７条の２により随意契約による売却ができる。【契約規則第２４条】
○指名競争入札による売却	生産物等の売却（特に牛，豚等）で，その性質又は目的が一般競争入札に付することことが不利又は適しないと認めたときは指名競争入札によることができる。 この場合指名競争入札推薦委員会においてなるべく５人以上の競争入札参加者を推薦するものとする。【契約規則第２１条】